



|              |                                                                                     |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| Title        | 18世紀スペインにおける工業振興：提唱と政策                                                              |
| Author(s)    | 中本, 香                                                                               |
| Citation     | Estudios Hispánicos. 2001, 25, p. 91-109                                            |
| Version Type | VoR                                                                                 |
| URL          | <a href="https://hdl.handle.net/11094/93849">https://hdl.handle.net/11094/93849</a> |
| rights       |                                                                                     |
| Note         |                                                                                     |

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 18世紀スペインにおける工業振興： 提唱と政策

中 本 香

## 1. はじめに

スペインの18世紀を象徴する表現のひとつに、「啓蒙の世紀」がある<sup>1</sup>。ブルボン家が王位継承戦争の結果獲得したスペイン王国は、政治、経済、社会のあらゆる分野において、「暗黒」の時代17世紀から引き継いだ様々な旧弊にあふれており、政府は合理性に基づいた知識という光をあてることによりそれらを排除しようとした。特に、経済の停滞は深刻な状態にあり、その回復には最大の関心が払われた。

18世紀以前にも、危機的な経済状態を危惧し、それを克服するための経済振興論を提示した知識人が存在したことは間違いない<sup>2</sup>。しかし、楽観的で実現性に乏しい提唱をした彼らが「夢想家arbitristas」と評されるのに対し、国外での滞在経験や視察および書物などから得た知識と情報、周到な調査に基づいて具体的な問題を分析し、よりプラグマティックな提言を示した18世紀の知識人は「構想家proyectistas」であった。彼らは、当時経済停滞からの脱却に不可欠と考えられていた貿易赤字の克服のため、瀕死の状態にある国内製造業の復興を目指し、そのために製造業者への特権の付与や市場の活性化という2つの側面からの振興政策を提唱した。18世紀末になると、農業振興も重要課題となり新たにそれを補う役割が工業に付されることとなったほか、製造業界の内部構造における問題点が指摘され、その改革も提唱された。そして、これらの提唱案がブルボン朝政府の工業振興政策の推進に実際に活かされた例は少ない。しかし、それらの提唱案や振興政策推進の積極的な姿勢にも拘わらず、産業革命を通じて工業先進国に転換した諸外国と比較して、スペインは相対的

1 Anes, Gónzalo, *El siglo de las Luces*, Madrid, 1994; Martínez Shaw, Carlos, *El Siglo de las Luces. Las bases intelectuales del reformista*, Madrid, 1996.

2 すでに16世紀にルイス・オルティスが、そして17世紀にもサンチョ・デ・モンカダ、ペドロ・フェルナンデス・デ・ナバレテ、フランシスコ・マルティネス・デ・ラ・マタ、ミゲル・アルバレス・オッソリオ・イ・レディンなどが重商主義に沿った経済政策を提唱している。

にみて工業化に遅れをとった国という評価は免れない<sup>3</sup>。また、工業振興政策の対象外であったカタルーニャが新興の綿工業で機械化をいち早く進め例外的に工業化を達成したという事実にも、18世紀ブルボン朝時代の工業振興政策を考察する意義を見出すことができる。

18世紀ブルボン朝政府の経済政策はスペイン史研究の中でも重要なテーマの一つであるが、とりわけカルロス3世期の啓蒙改革に対する関心は高く<sup>4</sup>、その推進役となった改革派官僚であるカンポマネスやホベリャーノスなどの経済振興論に関する研究は盛んである<sup>5</sup>。また近年ではヘロニモ・デ・ウスタリス、モデスト・デ・ウジョア、バーナード(スペイン名ベルナルド)・ワードらの著書の復刻版や研究書が刊行されるなどカンポマネス以前の経済学者に対する関心も高まっている<sup>6</sup>。本稿は、これらの史料や先行研究に依拠しながら、18世紀に提唱された工業振興論との関わりの中でブルボン朝政府の工業振興政策の変遷を整理・考察するものである。

3 工業の衰退現象が顕著だったカスティーリャ地方に関しては、しばしば「プロト工業化」に挫折した農村部の「脱工業化」という観点から考察される。González Enciso, Agustín, "La protoindustrialización en España," *Revista de Historia Contemporánea*, II, Madrid, 1984; Yun Casalilla, Bartolomé, *Sobre la transición al capitalismo en Castilla. Economía y Sociedad en Tierra de Campos (1500-1800)*, Valladolid, 1987.

4 特にカルロス3世の没後500年目にあたる1988年にはそれを記念した研究大会なども催され、これを契機に研究書も数多く出版された。Dominguez Ortiz, Antonio, *Carlos III y la España de la Ilustración*, Madrid, 1988; VV.AA., *Carlos III y la Ilustración*, Madrid, 1989; VV.AA., *Actas del coloquio internacional de Carlos III y su siglo*, Madrid, 1990, など。

5 カンポマネスについては、先駆的研究である Alvarez Requejo, F., *El conde de Campomanes: su obra histórica*, Oviedo, 1956, から現在まで数多くの研究がなされている。またホベリャーノスについては, Llombart Rosa, Vincento "El informe de Ley Agraria y su autor en la historia del pensamiento económico," *Reformas en las políticas agrarias en la historia de España*, Madrid, 1996, など、特に「農地法案」に対する彼の答申に基づく自由主義的農業振興論が高い関心を集めている。

6 Fernández Durán, Reyes, *Gerónimo de Uztáriz (1670-1732), Una política económica para Felipe V*, Madrid, 1999; Ulloa, Bernardo de, *Restablecimiento de las fábricas y comercio español*, edición facsímil, Madrid, 1992 (primera edición: 1740); Word, Bernardo, *Proyecto Económico*, edición facsímil, Madrid, 1982 (primera edición: 1779, pero escrito de 1756-1762).

## 2. 18世紀前半の工業振興政策

### 1) 国内流通と貿易の活性化政策

ブルボン王朝の成立に伴い、スペイン王国にはフランス式の制度・政策が数多く導入された。経済の分野では、すでにフランスにおいて蔵相コルベールを中心に推進され成果を挙げていた重商主義の経済理念に則し、当時深刻な問題であった貿易赤字を克服し製造部門での貿易黒字を達成するために不可欠な基盤として国内工業の振興政策が採られた。18世紀のスペインにおいて重商主義的経済政策の採用に最大の貢献をしたのがヘロニモ・デ・ウスタリス<sup>7</sup> (1670-1732)である。彼は、軍務省 *Secretaría de Despacho de Guerra, de Marina e Indias* (1719-27年まで商務委員会の業務が一時的に移管されていた) に在籍中の1724年、かつてフランドルで過ごした約20年間に目の当たりにしたオランダ、イギリス、フランスなどの活発な商工業活動を分析対象として執筆した『商業の理論と実践 *Theorica y práctica de Comercio*』のなかで、「いかなる王国においても、大規模で利潤性の高い商業がなければ人口増加、物質的豊かさ、繁栄、そしてそれらを護衛する軍隊は存在しえない。また優れた手工業、特に絹織物工業や毛織物工業が各地で栄えていなければそのような商業も存在しえないのは明らかである」<sup>8</sup>と述べて、工業復興の必要性を説くと同時に、王室が採るべき具体的な工業振興政策を提唱した<sup>9</sup>。ウスタリスはこの後、商務委員の要職にも就くことになるが、彼の著書はその後のスペインの経済政策に少なからず影響を与え、その重商主義理論はセビーリャの都市代表として宮廷入りしていたモデスト・デ・ウジョア (17世紀後半-?)<sup>10</sup> の『スペインの工業と商業の再建 *Restablecimiento de la fábrica y comercio español*』 (1740年) にもほぼ引き継がれることになる<sup>11</sup>。

7 ナバラの名家出身で、1686-1707年まで軍人としてフランドルとシシリアに駐留。帰国後は、軍事関連の要職を経て、1730年に商務委員となった。

8 Uztáriz, Gerónimo de, *Theorica y práctica de Comercio*, Madrid, 1724, p. 2, cit. por, Fernández, R., *Gerónimo de Uztáriz ...*, p. 121.

9 1724年の初版よりも1742年にウスタリスの息子が出版した第2版が広く読まれた。学説的に革新的内容ではなかったものの、当時のスペインの経済状況に関する情報源として諸外国でも注目され、1750年代には英語、フランス語、オランダ語に翻訳されることとなった。

10 セビーリャの下級貴族の出身。その生涯については多くは知られていない。

11 ただし、ウジョアは、金銀の増大を優先する政策には批判的であった。彼にとって新大陸の金銀は、「安価で優れた外国の織物をもたらした結果、我々スペイン人を怠惰でだらしくした」ものだった。Ulloa, B., *Restablecimiento de las fábricas...*, p.14.

ウスタリスおよびウジョアが主張する工業振興政策は、工業発展を阻害する要因のひとつである生産および流通に関わる税制度の改革、具体的には、①国内関税の完全廃止、②保護関税制度の導入、③売上税alcabalas y cientosと原材料消費税millonesの免除または軽減を根幹としており、この点において間接的なものであったといえる。

国内関税については、すでに18世紀初頭のブルボン王朝によって、1714年にカスティーリャ、カタルーニャ、アラゴン、バレンシアの旧王国間の関税が、1717年にはカスティーリャ、ガリシアおよびアストゥリアスの3地方間の関税が廃止され、全国的市場形成のための基礎作りがなされていた。また、不正の温床となっていた従来の複雑な税制管区を改め、徴税請負の「一県一名制」の導入による徴税制度の合理化が検討されるなど<sup>12</sup>、ハプスブルク朝時代には成しえなかった国内流通の改革を進めていた。しかし政府が試みたカスティーリャ地方とナバラ地方との間に設置されていた国内関税の廃止は、従来の徴税請負制度に利益を見出していた地元有力者層の抵抗のために挫折しており(1722年)、アンダルシア地方との間の国内関税も同様に存続したままであった。ウスタリスは、まさにこのような状況を、工業製品の価格を結果的に上昇させ競争力を低下させる要因の一つとして問題視し、著書の中で国内関税の完全廃止を提言したのである<sup>13</sup>。しかしそれは実現には到らず1740年のウジョアの著書でもその廃止が再び提唱されている<sup>14</sup>。またバスク地方では、従来の免税特権が尊重されており、このような国内流通制度の一元化にとっての困難な状況は容易に解消されなかった。

また保護関税政策については、ウスタリスは、工業製品(特に毛織物と絹織物)の輸出入に課せられる関税の現行税率15%を、国産品の輸出については2.5-5%に軽減し、逆に外国製品の輸入については25%へ引き上げるよう、さらに、国内産業が必要とする様々な原材料の輸入税を軽減し羊毛の輸出税を引き上げるよう提言し、国内市場からの輸入製品の一掃を目指した<sup>15</sup>。しかし、王室は、将来の関税収入の減少を懸念しただけでなく、ユトレヒト条約やその

12 しかし実際には請負制度そのものが廃止され、1749年、国王官吏による徴税体制が樹立することになる。

13 ウスタリスの国内関税の廃止に対する見解および提唱については、Fernández, R, *Gerónimo de Uztáriz...*, pp.158-163, を参照

14 ウジョアはその著書の中で国内関税の存在が流通に与える損害を述べたのち、その廃止を訴えた。Ulloa, B., *Restablecimiento de las fábricas...*, pp.40-47

15 ウスタリスは絹については輸出禁止を提唱した。Fernández Durán, R, *Gerónimo de Uztáriz...*, p.408.

他自国経済にとって不利な国際協定による制約や国内の徴税請負人の強い抵抗により提言の実行を断念した。それどころか、1748年のアーヘンの和約および1750年の友好条約によってイギリスに対し、イギリス製の工業製品の輸入税を1667年の物価水準を基準に算出することを認めた<sup>16</sup>。これは事実上、イギリス製製品に課せられた関税率の引き下げを意味し、イギリス製製品がスペイン市場を侵食するための好条件を整える結果となった。

## 2) 高級品製造業の保護

上記のように関税などを介した保護が様々な制約を受けるなかで、政府は実際にどのような工業振興策を採ったのであろうか。18世紀前半の政府において手工業の振興が重要課題として取り上げられたことは事実である。しかしそれは、王国内の工業全体の保護・育成政策というよりも、16世紀に繁栄を誇りながら17世紀以降深刻な危機状態にあったカスティーリャ地方の伝統的高級品製造業を再興するための政策であったと換言することができる。例えば、17世紀以降生産量の激減を経験し<sup>17</sup>粗製織物生産への転換の渦中にあったセゴビア市の毛織物業に関して、1727年、ウスタリスを中心とする視察団が同市に派遣されたが、その視察団が政府に提出した報告書の内容は、「我が王国における最も貴重な宝物の一つ」<sup>18</sup>として評価を受けていた高級毛織物業への再転換を提言するものであった<sup>19</sup>。これはまさにカスティーリャの伝統的高級品製造業の保護を優先する政府の政策を反映したものと言える。

王室が採った伝統的高級品製造業回復の支援策の一つは、国産品と競合する可能性のある一部の外国製品の輸入禁止と国内工業のための原料の輸出禁止という措置であり、具体的には、アジアおよび東方産の絹織物や綿織物の輸入と麻や絹の輸出が禁止された。もっとも、国内の高級毛織物生産にとって不可欠な原料であったメリノ種の羊毛は、国外需要が非常に高く王室に多大な関税収入をもたらしたために輸出促進品目とされた。これは国内の高級毛織物

16 Vicens Vives, Jaime, *Historia Económica de España*, Barcelona, 1974, p.517.

17 18世紀初頭におけるセゴビア市における高級毛織物の生産量は、17世紀初頭の4分の1以下であった。生産量の推移に関しては、Larruga, E., *Memorias políticas...*, を参照。

18 1708年7月7日、セゴビア市に毛織物業界の「代表部」を結成することを認めた王令の文言の一つ。Larruga Boneta, Eugenio, *Memorias políticas y económicas sobre las frutas, comercio, fábricas y minas de España*, tomo XII, Madrid, 1791, p.6.

19 ウスタリスを含む3名から構成される視察団の報告結果については、Fernandez, R., *Gerónimo de Uztáriz...*, pp.140-146, を参照。

産業にとって良質原料の入手を困難にする結果を招くものであり、高級毛織物産業の回復を目指す王室の姿勢と矛盾するものであった。

しかし、18世紀前半の伝統的高級品製造業に対する保護政策は、流通間接税のなかでも売上税と原材料消費税の免除あるいは軽減が中心であった。というのも、ブルボン朝成立後、所得と不動産を課税対象とする単一税Única Contribución(税率：8.5－10%)が導入されていた旧アラゴン連合王国領内とは対照的に、カスティーリャでは間接税を基盤とする従来の税制が維持されており、流通の各段階で課せられる売上税(税率：14%)や羊毛、油、石鹼などの購入に課せられる原材料消費税の存在が工業製品の価格を引き上げていたのである。カスティーリャにおける間接税の負担の大きさについては、ウスタリスも特に深刻な問題と位置づけており、その著書の中で、「生産地渡し」の卸売について売上税を免除するよう提言している<sup>20</sup>。またウジョアは売上税の免除に加えて、原料消費税の免除も提唱した<sup>21</sup>。しかし、彼らがこの減税措置が全ての製造業者に適用されるよう主張したにも拘わらず、実際にはグアダラハラ王立「工場(集中作業場)」に代表される特権的「工場」などの一部の高級品製造業者のみがその措置の対象とされた<sup>22</sup>。

フランスのコルベール主義に倣い、王国各地に王立「工場」を創設した王室の狙いは、これらの運営を通して奢侈品製造業に参与し、その復興を実現することにあった<sup>23</sup>。王室は王立「工場」に対し、売上税および原料消費税の免除もしくは大幅軽減という特権のみならず、特定地域における独占的販売権をも賦与した。しかしながら、王立「工場」の経営状態は一般的に悪く、王室の財政負担は大きなものであった。例えば、王室が生産施設の建設・整備に1200万レアルを出資し、年間約100万レアルの補助金を費やしたグアダラハラ王立毛織物「工場」に関しては、1724年に「工場」を視察したウスタリスの報告書によると<sup>24</sup>、創設後5年間に生産された16万バラの毛織物のうち実際に売却されたのはわずか1万バラにすぎず、「工場」で生産される超高級毛織物の市場が元来、

20 *Ibid.*, p.146.

21 ウジョアは、流通間接税を工業停滞の第一の要因としてそれらの免除を提唱した。Ulloa, B., *Restablecimiento de las fábricas...*, pp.25-36.

22 グアダラハラ王立「工場」については、González Enciso, Agustín, “Inversión Pública e Industria Textil en el siglo XVIII. La Real Fábrica de Guadalajara. Notas para su estudio,” *Moneda y Crédito*, no.133, pp.41-64, などの研究がある。

23 グアダラハラを始めとする高級織物「工場」の他、陶磁器、ガラス、タペストリーなど奢侈品の「工場」が創設された。

24 ウスタリスは政府の命で1724年と1727年の2度グアダラハラ「工場」を視察している。その結果報告は、Fernández, R., *Gerónimo de Uztáriz...*, pp.129-140, に詳しい。

極端に小さいことは別にして)外国製品と比較した品質の劣等性(毛羽立ち、汚れ)が販売不振の一要因であった。また、経営陣の高給と製造業に関する無知、経営に関する無関心も経営不振の要因として問題視され、最終的には「工場」の個人への「払い下げ」が提言された。もっとも、「払い下げ」は、グアダラハラ市当局が反対の陳情書を提出したため、実現には至らなかったが、その後も官僚や専門家の間に「払い下げ」案あるいは「賃借」案の論調が強まることになる<sup>25</sup>。

王立「工場」のほか、財政的特権を付与された製造業者も存在したが、それらは全て製品の高品質化に功績をあげた個人に限定された<sup>26</sup>。また免税特権以外でも、王室の高級品製造業に対する限定的な優遇措置により利益を得た製造業者も存在した。セゴビア市の有力毛織物業者層を成員とする「代表部」もその一つである。「代表部」は、1733年、政府の高級品製造業保護政策に合致する「高品質主義」を標榜する「セゴビア市毛織物業内部規約」を制定することに成功したが、それは工程別に組織されたギルドによる厳しい管理体制を介して、高コストを要求する高級原料の使用と丁寧な手作業を義務づける内容であり、その実施を通して弱小製造業者を淘汰し業界内部における自らの権力拡大に利用した。

ちなみに、この「内部規約」が制定される以前の1727年にセゴビアの毛織物業界を視察したウスタリスは、その規約の雛型となったギルド規定および管理体制について、新技術の導入や消費者の嗜好の変化への対応を阻害するものとして問題視し、その改定の必要性を示唆している<sup>27</sup>。しかし、17世紀末のブリュッセルで生じたようなギルド主導の市民暴動を懸念してか明確なギルド批判は避けたようである。そして上記の通り、「内部規約」の制定に伴い、ギルドによる生産過程の統制はむしろ強化されたのである。スペインでギルドの存在が伝統的製造業の近代化を阻害するものとして公然と議論されるのは18世紀末になってからのことである。

25 ホセ・カンピージョ・イ・コシーオ(1742年)やテオドロ・ベントゥーラ・デ・アルグモサ(1743年)などの重商主義者がそれぞれの著書の中で王立「工場」の「払い下げ」や賃借を主張した。Callahan, J. William, "La política y las manufacturas del Estado en el siglo XVIII," *Revista de Trabajo*, no.38, Madrid, 1972, pp.9-10.

26 Tuñón de Lara, Manuel, "Centralismo. Ilustración y Agonía del Antiguo Régimen(1715-1833)," *Historia de España VII*, Madrid, 1980, p91.

27 Fernández, R., *Gerónimo de Uztáriz...*, p.143.

### 3. 18世紀中頃の工業振興政策

18世紀中頃になると、政府の態度に変化が見られる。1752年、それまで特定の「工場」や個人が独占していた免税特権が一旦無効とされ、その後1756年に公布された王令では、18番以上の毛織物や良質ベーズなど一定以上の品質を備えた製品の製造業者全てに等しくそれらの免税特権を付与することが定められた。こうして、18世紀前半の工業保護政策の特徴であった限定的性格が多少とも緩和されることになった。

また、王立特権「工場」に対する批判が依然として続き、一部には経営を民間企業に委託される例や閉鎖される例も出ていたが<sup>28</sup>、失業者の急増を危惧する地元市会の反対が強かったことや、また王国財政の脆弱性の露見を回避するためにも、政府はその経営から完全に撤退するわけにはいかなかった。しかしこれと並行して、王室は国内の高級織物製造業者との共同で、主要な織物の製造・販売を行う一連の「製造販売会社 *Compañías de comercio y Fábricas*」<sup>29</sup>を創設し、一株主として製造業に関わることとなった。これらも集中「工場」の一種だが、経営形態に株式が導入されていたことに加え、政府が創設資金を援助し運営を活性化させるための特権を付与するに留まっている点で、創設から経営に関わる全てを政府に依存していた王立「工場」とは異なっていた。これは、すでにウスタリスが『商業の理論と実践』のなかでフランスのアブビルの特権的絹織物「工場」を例として推奨していた「都市の民営『工場』が工業の基盤となり、国家はそれらに財政支援を与えて支援する」<sup>30</sup>という形態に合致したものであった。しかし免税特権の面では、すでに1756年以降、これらの「工場」と一般の製造業者との間に格差は無くなっていた。しかも、輸入品のみならずバレンシアやバルセロナの国内製品との価格競争にも敗北し<sup>31</sup>、王立「工場」のみが売上税の免税特権を付与された市場からは実質上排除されるなど経営は苦戦を強いられた<sup>32</sup>。しかし、このような苦境に直面した経営陣がとった態度とは、政府に財政上のさらなる優遇を求めるといふもののみであった。政府が進めて

28 グアダラハラの超高級毛織物「工場」は1757-67年、「マドリッド五大ギルド」に経営を委託され、タラベラの絹織物「工場」は個人企業に賃借された。またブリウエガの毛織物「工場」は1762年に閉鎖された。 *Ibid.*, p.13.

29 1744年にグラナダの「絹織物製造販売会社」、1758年にトレドの「絹織物製造販売会社」、1766年にセゴビアの「超高級毛織物製造販売会社」などがそれぞれ創設された。

30 Uztáriz, G., *Theorica...*, p.333, cit. por. Fernández, R., *Gerónimo de Uztáriz...*, p.124.

31 La Force, James Clayburn, "La política de los reyes de España y desarrollo de la industria textil, 1750-1800", *Hispania*, no.102, Madrid, 1965, p.277.

きた免税特権の付与という保護政策は、それにのみ依存する製造業者側の経営努力の欠如につながっていたのである。そして経営状態の改善が望めず経営続行の意欲を喪失した株主は「工場」からの撤退を決め、「製造販売会社」のほとんどが短期間のうちに閉鎖され廃業にいたった。

経済思想の面では、この時期に新しい傾向が見られた。それは、ワード(?-1779)<sup>33</sup>によってもたらされたものである。彼は、経済発展政策の立案を目的にフェルナンド6世の命を受けてヨーロッパを視察した後に、『経済計画*Proyecto Económico*』(1756-62年執筆, 1779年出版)を執筆したが、その中で、「王国の経済発展の主な原動力は製造業者個人の資本であるべきであり、政府は個人を支援する立場でそれに関与すべき」<sup>34</sup>という姿勢を示した。彼の経済振興論は、貿易黒字の達成およびその拡大を是とし保護貿易を支持した点でウスタリスらの重商主義を継承するものと言えるが、従来の重商主義を超越した新しい視点も提示している。例えば、国家繁栄のためには全ての産業が調和ある発展を達成することが必要であるとして農業の重要性を認め、生産過程の合理化や灌漑事業を提言した<sup>35</sup>。また「国家の魂である」工業<sup>36</sup>の振興策として、奢侈品に代わる一般品の生産や、政府による品質統制の緩和を示唆すると同時に、「工場」を批判し、イギリスやフランスを例に挙げながら問屋制を基盤とする農村家内工業を奨励した<sup>37</sup>。またそれ自体は「何も産まないが、工業の魂である」<sup>38</sup>商業に対しては、「自由がその魂」<sup>39</sup>であるとして、特定の会社、ギルド、都市、団体(メスタなど)などに付与された排他的特権の廃止および関税廃止を介しての植民地貿易の活性化を勧めていたのである<sup>40</sup>。

32 例えば、セゴビアの「超高級毛織物会社」の製品にとって最大の市場は宮廷を擁するマドリッドであったが、これはグアダラハラの王立「工場」に独占されていた。Larruga, E., *Memorias políticas...*, XII, pp.250-252.

33 アイルランド生まれ。ヨーロッパ視察後は商務委員会の議長などを務めた。

34 Word, B., *Proyecto Económico*, pp.13-14.

35 9課および10課で農業の考察がなされている。Word, B., *Proyecto económico*, pp.92-118.

36 “ésta ( la industria ) lo ( alma ) es del Estado”, *Ibid.*, p.143.

37 11課と12課で工業衰退の要因および実態の解説、復興政策の提案がなされている。*Ibid.*, pp.118-143.

38 “El comercio no crea nada, pero es el alma de la industria”, *Ibid.*, p.143.

39 “la libertad es el alma del comercio”, *Ibid.*, p.173.

40 13課, 14課, 15課で商業に関する考察がなされている。*Ibid.*, pp.143-182.

#### 4. 18世紀末期の工業振興政策

カルロス3世の末期には、ワードの『経済計画』に着想を得たと思われる様々な変革が生じたが、それらは、「自由主義的重商主義」(mercantilismo liberal)に即した貿易体制の改革、一般品製造業および「民衆的工業」の保護・育成、ギルド規制の緩和の3政策に集約される。

##### 1) 自由主義的重商主義：「植民地自由貿易法」と保護関税政策

まず貿易体制に非常に重要な変化が確認できる。スペイン産工業製品にとって、市場として国内以上に大きな潜在力を持っていたのがアメリカの植民地である。アメリカはまたそれと同時に、国内の織物業に良質の染料を提供していた。したがって、スペインにとって植民地貿易の安定化および増強は常に重要な課題だった。しかし実際のところ、17世紀以降の植民地市場は、オランダとイギリスの帝国主義の重要な足場の一つとなっており、さらにイギリスが七年戦争に勝利し世界貿易における決定的優位を掌握すると、スペインにとって植民地との結びつきの強化が急務となった。そしてこのような海外市場の危機的状况からの脱却が、改革派官僚の代表であるカンポマネス(1723-1802)<sup>41</sup>の『インディアス貿易に関する考察 *Reflexiones sobre el comercio español a Indias*』(1762年)を契機に議論されることとなった。これは、「自由主義的重商主義」に則して海外通商を増強させた17世紀末のイギリスに倣い、カディス港の独占貿易体制の廃止、関税の廃止あるいは軽減、ホンデュラス会社やカラカス会社などによる独占貿易体制の見直しなどを提唱するものであり、これを契機に、政府は植民地貿易制度の改革過程を開始した<sup>42</sup>。まず1764年、この問題を検討する委員会が結成され、カンポマネスもその会員となった。そして翌1765年には、カディス一港制度が廃止されると同時に国内9つの主要港が「貿易認可港」とされた。そして、1778年の「インディアスへの自由貿易のための規定および関税 *Reglamento y Aranceles Reales para el comercio libre de España a Indias*」(以後「植民地自由貿易法」と記す)によって、イベリア半島内の13の港とバレア

41 アストゥーリアスの下級貴族出身。オビエドで法学を修め1745年に弁護士資格を得る。1760年に財務会議の法曹委員、1762年にカスティーリャ顧問会議の検察官に就任する。啓蒙改革派官僚としてカルロス3世治政下の様々な改革に関わった。

42 植民地貿易制度改革の提唱に関しては、Llombart Rosa, Vincent “Campomanes, el economista de Carlos III,” *Economía y economistas españoles*, 3. *La Ilustración*, pp.239-246,, を参照した。

レス諸島およびカナリア諸島の港、および植民地の24の港が「貿易認可港」となり、18世紀前半に強化された厳格な管理貿易体制からの脱却は決定的なものとなった。

しかし、それはあくまでも「スペイン帝国」の結束の強化を目指しその域内に限定された「自由化」政策であり、この法令の制定は、1720年に定められた関税率（スペインからの出港の際に課せられる輸出税、発送先の港で課せられる輸入税ともに）について、スペイン産の商品（農産物・工業製品）が1.5%または3%に軽減されたのに対し、外国からの輸入品の再輸出の場合は4%または7%で維持され<sup>44</sup>、さらに織物の輸出に関してはスペイン製のものに限り以後10年間関税を免除するという規定を盛り込んでいるという意味合いにおいて、18世紀前半には不可能であった重商主義モデルの実現を試みるものでもあったといえる。その後、1782年にはこの新しい関税規定の適用を改めて命じる王令が、1784年にはスペイン産の全ての商品に関税の免除を認める王令が公布されたことにより、この試みは一応の完成をみた。なお、この時代になって関税率を自国に有利に転換しえた背景には、イギリスが劣勢であったアメリカ独立戦争（1775-83年）にスペインが1779年から参戦し外交上イギリスに対して優位にたてたことが考えられるであろう。さらに1789年には、貿易認可地域にメキシコとベネズエラが加えられ、ここにカンボマネスの提唱した植民地貿易改革が達成された。とはいえそれは、イギリスでアダム・スミスの『国富論』（1776年）が刊行され、ヨーロッパ諸国に「自由放任」の経済政策を擁護する論調が高まりを見せようとする頃であった。いずれにしても、1778年の「自由貿易法」とこれを補う王令の公布後、スペイン産の商品の植民地への輸出が増加したことは事実である<sup>45</sup>。しかしながら、そのような肯定的な結果は主に農産物の輸出増大に支えられたものであり、「自由主義的重商主義」に則して確立された新しい関税制度は工業製品の販路拡大には期待されたほどの影響は与えなかった。

44 植民地の「貿易認可港」は、「高関税港 (puertos mayores)」と「低関税港 (puertos menores)」に分類されていた。

45 スペインから植民地への輸出量は1778年から1796年の間に約4倍に増加しており、輸出に占めるスペイン産の商品の割合も、1778年には38%だったが1796年には52%にまで増加した。Fisher, John, *Comercial relations between Spain and Spanish America in the era of free trade, 1778-89*, University of Liverpool, 1985, pp.88-89, cit. por. Tedde de Lorca, Pedro, "Política financiera y política comercial en el reinado de Carlos III," VV.AA., *Carlos III y la Ilustración*, p.214. しかし「植民地自由貿易法」制定後の貿易量増大に対する肯定的解釈を否定する意見もある。Delgado, Josep María, "Libre comercio: mito y realidad," A.M. Bernal(comp.), *El comercio libre entre España y América latina 1765-1824*, Madrid, 1987.

## 2) 一般品製造業と「民衆的工業」の振興

18世紀初頭から維持されてきた財政的特権の限定的付与による保護政策にも変化が確認できる。すなわち、1779年の王令により、種類や等級を問わず全ての織物製品の売上税が、「生産地渡し」での卸売りの場合は免除され、マドリードなどに開設している「問屋」での卸売りおよびそれ以降の流通経路においては2%に軽減されるよう定められた<sup>46</sup>。これは、1756年の王令に見られたような高級品製造業の優先的保護から一般品製造業の育成への転換を意味するものであった。

またこの時代には、従来の工業振興政策に新たな側面が加わった。それは、可能な限り多くの民衆を労働力として吸収し農村部の安定に貢献する副次的産業として工業を振興するというものである。その背景には、1760年代にスペインが経験した危機的社会状況があった。すなわち、地主の恣意的な借地条件の操作による農民生活の困窮、浮浪化した小農民の都市部への流入など社会不安が潜在するなか、18世紀初頭以降の人口増加と1760年代前半の凶作がもたらした深刻な食糧不足に対処して施行された穀物取引の自由化がかえって農産物の高騰を誘発し、1766年、全国的な民衆暴動が勃発したのであった。したがって政府の最優先課題は農業の保護・育成に伴う農村部の安定となり<sup>47</sup>、それに付随する補佐的産業としての役割が工業に付されたのである。そしてこれを主導したのが、当時すでにカスティーリャ諮問会議の検察官に就任していたカンポマネスである。彼は、『民衆的工業の振興に関する論考 *Discurso sobre el fomento de la industria popular*』(1774-75年)、『手工業者の民衆的教育とその振興に関する論考 *Discurso sobre la educación popular de los artesanos y su fomento*』(1775年)およびその『補遺 *Apéndice a la educación popular*』(1775-1777年)を著し、最大多数の民衆を労働に従事させる「民衆的工業」の振興を提唱した。そしてこの「民衆的工業」の基盤であり、小農民救済の舞台ともなるのが農村工業である<sup>48</sup>。彼のいう農村工業とは、小農民の余剰時間

46 輸入織物の売上税は10%と定められた。Rodríguez Labandaría, José, “La política económica de los Borbones,” *La economía española al final del Antiguo Régimen*, IV. Instituciones, Madrid, 1982, p.151. また、このような間接税の削減策の対象は、その後1785年には肉、酒、油類などの消費税にまで拡大され、職人の生計の改善が計られたが、実効性はあまりなかったようである。La Force, J. C., “La política de los reyes de España...”, p.287.

47 農村部安定のための直接的保護政策として、カンポマネスを中心とする改革派官僚は農地改革を目指し「農地法」の制定を意図したが、特権諸階層の抵抗によりそれは実現しなかつ

を活用して、彼らを需要の大きい粗製織物の製造過程、そのなかでもとりわけ短期間かつ少ない負担で習得でき大きな資金を要求しない「最も民衆的な」単純作業である紡績工程に従事させ、彼らに補助的収入をもたらすものであった<sup>49</sup>。しかもこの農村工業では、製造工程を支配し流通においても利益を独占する商業資本家の介入が否定され、問屋制に組み込まれない自立的職人の創出が企図されており、したがって彼らの供給する半製品は主に都市部の「工場」向けとされた。

またカンポマネスは、この「民衆的工業」の振興を含む中央政府の啓蒙主義的諸改革を各地方で実施させる自主団体として、「祖国の友・経済協会」(以下、「経済協会」と表記する)の創設も提唱しており、これを受けて実際に全国で多くの「経済協会」が設立された。これらの「経済協会」が取り組んだ「民衆的工業」振興の具体策のひとつとして、カンポマネスの『補遺』でも有益な仕事の普及に役立つものとして提唱された「愛国的紡績学校」の創設が挙げられる。これはすでに各地の「工場」が専属契約を交わしていた既存の「紡績学校」のさらなる普及を目指したものであった<sup>50</sup>。このように農村部の婦女子が賃金労働の基礎となる技術を学んだ「紡績学院」も、また都市部の貧民(乞食、浮浪者、孤児など)を収容し紡績を担わせる施設として創設が進められた「救貧院」も、半製品の供給先は都市部の「工場」であった。

またこのような「民衆的工業」の振興政策と関連して、手工業者に対する社会的差別を禁止した1783年の王令が、民衆の手工業への就労を妨げる「手作業」に対する蔑視の傾向を払拭するのに貢献したことも忘れてはならない。

### 3) 都市部の工業とギルド改革

上記のとおり、カンポマネスは農村工業のみを認め都市部の工業の存在自体

48 カンポマネスの農業重視の姿勢は、このような小農民の保護という観点からも「重農主義」とは一線を画すものだった。

49 カンポマネスは、農業・牧畜・農村工業が相互に結びついた経済活動が試みられているガリシアを賞賛している。Bustos Rodríguez, Manuel, “Una Obra fundamental de Campomanes: el Discurso sobre la educación de los labradores españoles”, VV.AA. *Actas del coloquio internacional de Carlos III...*, p.792.

50 カンポマネスの提唱した「愛国的紡績学校」に関しては、González Enciso, Agustín, “Fomento industrial y Sociedades Económicas: las escuelas patrióticas y de hilar en Castilla en el siglo XVIII,” *Investigaciones Históricas*, 1, Madrid, 1979, などの研究がある。

を否定したわけではなく、むしろ、可能なかぎり多くの民衆を就労させ「有用な職人」を育成するものとして都市工業の存在価値を認めていた。ただしそれが存続するためには、旧弊の排除、すなわちギルド改革が必要だと訴えている。ギルドが生産活動にもたらす弊害は、前述のとおりすでにウスタリスによって示唆されていた。またワードの『経済計画』も「無駄な出費の要因となり、外国の能力(を持つ職人)に門を閉ざし、公正な競争の機会を奪い、技術の発展を阻害し、怠惰を助長し、公益にも国内流通にも有害な専売を行う」ギルドを工業停滞の決定的要因の一つとして痛烈に批判した<sup>51</sup>。カンポマネスもまた『民衆的工業振興論』のなかで、そのギルドが保持する専売や独占的特権と技術管理体制を批判しその再検討を提案したのであった<sup>52</sup>。こうして、免税や独占的特権の付与による保護政策に終始してきた政府が、都市工業が内包する構造上の問題点を指摘しその改善に着手することになったのである。もっとも、カンポマネスのこのようなギルド批判を自由主義経済思想にのみ帰属させることはできない。それはむしろ、ギルドが固持してきた自治的特権の排除を通して絶対王制の強化を目指したものであったという見方が妥当であろう<sup>53</sup>。このような痛烈なギルド批判が高まる一方で、アントニオ・デ・カプマニーのような、技術修練の場として、また職人の社会的立場を保証する組織としてのギルドの意義を認め、これを擁護する人物も見られた<sup>54</sup>。しかしついに、ガスパール・メルチョール・ホベリャーノス<sup>55</sup> (1744-1811年)により、ギルドは自由主義経済に対峙するものとして決定的な批判を受けることになる。彼は商務委員会に提出した『技術の自由なる行使に関する報告書 *Informe sobre el libre ejercicio de las artes*』(1785)の中で、職人の才能発展と安価な技術提供の機会を奪い、また製造業者によ

51 Word, B., *Proyectos Económicos*, P.129.

52 Rodríguez Campomanes, Pedro, *Discurso sobre el fomento de la industria popular*, Madrid, 1774-1775, pp.249-250, cit. por. Escolano, A., *Educación y Economía...*, p.46.

53 立石氏もエロルサの言葉を引用して、カンポマネスの「民衆工業振興論」の目的は「身分制社会の合理的再編成にあった」として彼の「ブルジョア的・自由主義的」意向を否定している。立石博高,「カンポマネスの工業振興論」,『スペイン史研究』,東京,2,1984,p.14.

54 Capmany, Antonio de, *Discurso en defensa de los gremios*, Madrid, 1778. ギルドの存在価値を擁護する意見はこれ以外にも出されている。Normante y Carcavilla, Lorenzo, *Discurso sobre la utilidad de los conocimientos económico-políticos*, Zaragoza, 1785, cit. por. Molas Ribalta, Pere, "Los gremios y la industria en la España moderna," VV. AA., *Industria y Época Moderna*, Madrid, 2000, p. 58.

55 ヒホンの下級貴族出身。1768年、セビーリャの聴訴院の判事に任命される。1778年、王室宮廷判事(*alcalde de casa y corte*)に登用されると同時に、フロリダブランカ、カンポマネス、カバルスなど当時の啓蒙改革派官僚との交友が始まった。同年「マドリッド経済協会」,翌1789年には「王立歴史アカデミー」に会員として迎えられた。

る消費者の嗜好への柔軟な対応を阻害するものとしてギルドの厳格な技術管理体制および制約に縛られた徒弟制度を攻撃したのであった<sup>56</sup>。しかし、ワード、カンポマネス、ホベリャーノスのいずれも、旧来のギルド体制における問題点の改善を提唱するにとどまり、誰一人としてギルド制度そのものの廃止を訴えるには到らなかった。

しかしながら18世紀末にギルドに関する重要な変化が着実に進行したのは事実である。ギルドの弊害については、すでに製造業の現場でも問題視されていた。例えば、1733年の「内部規約」の制定を契機としてギルドによる技術管理体制が強化されていたセゴビア市では、1783年から「経済協会」の主導により「内部規約」の再検討が進められ、1789年7月に製造コストの削減と商品の多様化を視野に入れ、技術的規制および固定賃金制を廃止した新規約の制定に到っている<sup>57</sup>。また政府も、親方の移動の自由(1777年)や婦女子の雇用の自由(1779年)を認めるなど、部分的な自由化を進めていたが、ついに1784年、麻織物製造業者に対し生産技術の自由化を認め、そして1779年9月には、これを国内全ての品種の織物業界に適用する王令を公布した。こうしてギルドによる技術規制体制が排除されていったが、この機会に技術革新を進め製造コストの削減を達成した製造業者の例は見当たらない。一方、カタルーニャの新興綿工業はギルド組織を持たず、18世紀末から19世紀初頭にかけて機械化を進め、いち早く工業化を達成する。ちなみに、ギルドの解体が宣言されスペイン全体がその呪縛から解放されるのは、1812年のカディス会議においてのことである。

## 5. おわりに

18世紀スペインのブルボン朝政府は、すでにフランスで工業の発展に功を奏していた重商主義経済理念に即し、基本的に、「国家の魂である」工業への財政的特権の付与という間接的保護政策と、「工業の魂である商業」の活性化という補完的な政策との2つの側面から工業の振興を試みた。そして、そのような工業振興政策に多大なる影響を与えたのが当時の経済学者や官僚らの提唱

56 Jovellanos, G.M.de “Informes dado a la Junta de Comercio y Moneda sobre el libre ejercicio de las artes”, *Obras publicadas e inéditas*, vol.50, Madrid, Colección hecha en 1858, pp.34-35, cit. por. Esconado, A., *Educación y Economía...*, p.52.

57 「セゴビア県経済協会」を中心とする1780年代のギルド規約改定運動については、中本香, 「18世紀セゴビア市における毛織物業の発展と限界」, 『スペイン史研究』, 第13号, 1999, を参照されたい。

であった。

工業振興の補完的役割を課せられた商業の活性化に関しては、それを抑制する要素の排除が国内流通および貿易の両面で試みられた。国内流通で問題とされたのは国内税関の存在である。ブルボン朝政府は、すでに1710年代に国内関税の一部廃止を実施し全国的市場の形成にほぼ成功していたが、徴税請負制度の恩恵を受ける地元有力者らの抵抗が強かった地方では国内関税が残存していた。ウスタリスやウジョアは、このように不完全な国内税関廃止政策を完遂させるようそれぞれの著書で提唱したが、18世紀を通じてそれが実現されることはなかった。

また、貿易においては関税制度と政府による旧来の管理貿易体制が議論の中心であった。まず18世紀前半には、主にスペイン市場に氾濫する外国製工業製品の一掃を目的に、ウスタリスやウジョアが保護関税政策を提唱した。しかし国際協定上の制約によりそれを実施しえないばかりか、18世紀中頃には外国製品の流入にさらに有利な条件が整えられた。しかし1760年代、スペインの植民地がイギリスの脅威にさらされると、政府では植民地貿易の活性化という観点から一定の自由化政策と保護関税政策の実施が提唱されることになる。これはすでに1750年代末にワードが示唆していたものであり、その後カンボマネスの提唱を契機として植民地貿易体制の改革の過程が始動することになる。そして、1778年に「植民地自由貿易法」が、また1789年にはそれを補う内容の王令が公布された結果、カディス港独占貿易体制が崩壊し国内の様々な港と植民地との直接貿易が可能になり、またスペイン製品の輸出に有利な新しい関税制度が導入された。しかし、こうして確立した「自由主義的重商主義」モデルがスペイン製工業製品の輸出拡大に大きく貢献することはなかった。

一方、間接的工業振興政策としては、国内工業製品と競合する一部の外国製品の輸入禁止や国内工業の特定原材料の輸出禁止政策も採られたが、その主軸となったのはウスタリスやウジョアも提唱した売上税と原材料消費税の免除であった。しかし、彼らが免税特権の適用対象に制限を設けないよう勧めていたのに対し、18世紀前半に伝統的高級品製造業の復興を目指していた政府がそのような財政的特権を付与したのは、政府が設立・経営した高級品「工場」やカステーリャ都市部の極一部の高級品製造業者に限定されていた。18世紀中頃になると、上記の特権付与の対象が拡大され、18世紀前半に見られた対象の限定性が緩和されると同時に、王立「工場」の払い下げや政府による「製造販売会社」への出資を通して民営製造業の活性化が図られた。しかし高級

品製造業を優先的に支援するという姿勢は依然として維持されており、これが一般品製造業の保護・育成政策へと転換されるのは18世紀末期になってからである。いずれにせよ、政府による間接的工業振興政策の中心は、財政的特権の付与による製造・販売活動の活性化であったことは間違いない。

しかし18世紀末には、そこに新しい側面が加わった。1760年代の危機的な社会状況を背景に農業の保護・育成に伴う農村部の安定が急務となり、それに貢献する副次的産業として、最大限の民衆を労働力として吸収しうる「民衆的工業」の振興がカンポマネスによって提唱されたのである。その基盤とされたのは、小農民を紡績工程に従事させ彼らに補助的収入をもたらす農村工業であり、それに付随して、主に農村部の婦女子に職業訓練の機会を与える「愛国的紡績学校」や都市部の貧民を職人に転嫁する「救貧院」の創設が各地の「経済協会」の主導により進められた。

またこれらの農村工業、「紡績学校」、「救貧院」が生産する半製品の供給先として重視された都市工業については、その発展を阻害する要素としてギルドの独占的特権と技術管理体制が批判された。ギルドに対する批判はすでにウスタリスに始まり、18世紀中頃にもワードがその問題点を的確に捉えていたが、ギルド改革運動が実際に始動するのは、18世紀末の改革派官僚らが旧来のギルド体制の弊害を訴えてからのことである。そのうちの一人カンポマネスは、絶対王制の強化という観点からギルドの自治的特権の排除を目指したが、ホベリャーノスは自由主義的経済理念に則し、製造コストの削減と消費者の嗜好への対応を妨げるものとしてギルドの技術管理体制と徒弟制を批判した。そして地方の製造業の現場でギルドによる技術的規制が緩和されていくなか、1789年、王国全土の製造業者に対し生産技術の自由化を認める王令が公布された。このように、工業に対して市場活性化と免税や独占的特権の付与による条件整備にのみ配慮してきた政府が、工業が内包する構造上の問題点を指摘しその改善に着手した点で、工業振興政策は18世紀末に重要な転機を迎えたと言えるであろう。しかし、このような工業の近代化の好機が製造業の現場で活かされることはなく、実際にはギルド制度の廃止も提唱されなかった。このように、この時代に製造業の自由化に向けた本格的な取り組みは実現しなかったのである。

以上のように、18世紀ブルボン朝政府の推進した工業振興政策は、主に流通における障害の排除を介した市場活性化の試みと、高級品製造業者を対象とした極めて限定的な財政的特権の付与という「家父長主義的」保護政策を根幹

とするものであり、このような保護政策のあり方は、製造業者個々人の経営努力の欠如にもつながるものであった。また、18世紀末期に着手された流通制度と製造過程における自由化推進の遅れおよび不徹底も、スペインにおける工業化の挫折の要因の一つとして指摘することができよう。

#### 参考史料と参考文献

- Anes, Gonzalo, “La fundación de Las sociedades económicas de Amigos del País : un testimonio de Jovellanos”, *Moneda y Crédito*, 114, 1970, pp. 65-73.
- El siglo de las Luces*, Madrid, 1994
- “La economía española en el siglo XVIII,” *Economía y economistas españoles*, tomo3. La Ilustración, Balcelona, 2000, pp. 91-175.
- Artola, Miguel, “El estado y la política económica de los Borbones ilustrados,” *La economía española al final del Antiguo Régimen*, IV. Instituciones, Madrid, 1982, pp. xiii-xlii.
- Bustos Rodríguez, Manuel, “Una Obra fundamental de Campomanes: el Discurso sobre la educación de los labradores españoles”, *Actas del coloquio internacional de Carlos III y su siglo*, 1990, p. 773-793.
- Callahan, J. William, “La política y las manufacturas del Estado en el siglo XVIII,” *Revista de Trabajo*, no. 38, Madrid, 1972, pp. 5-17.
- Domínguez Ortiz, Antonio, *Carlos III y la España de la Ilustración*, 1988.
- Escolano Benito, Agustín, *Educación y Economía en la España Ilustrada*, Madrid, 1988.
- Fernández Durán, Reyes, *Gerónimo de Uztáriz (1670-1732). Una política económica para Felipe V*, 1999.
- Fuentes Quintana, Enrique(Director), *Economía y economistas españoles*, 3 volumetes, Balcelona, 2000.
- García Colmenares, Pablo, “Crisis de la artesanía textil tradicional e industrialización en Castilla y León,” *Antiguo Régimen y Liberalismo*, 2, Madrid, 1995, pp. 135-168.
- González Enciso, Agustín, “Inversión Pública e Industria Textil en el siglo XVIII. La Real Fábrica de Guadalajara. Notas para su estudio,” *Moneda y Crédito*, no. 133, pp. 41-64.
- “Fomento industrial y Sociedades Económicas: las escuelas patrióticas y de hilar en Castilla en el siglo XVIII,” *Investigaciones Históricas*, 1, Madrid, 1979, pp. 131-157.
- “La protoindustrialización en España,” *Revista de Historia Contemporánea*, II, Madrid, 1984.
- Grice-Hutchinson, Marjorie, *El pensamiento económico en España(1177-1740)*, Barcelona, 1982.
- La Force, James Clayburn, “la política de los reyes de España y desarrollo de la industria textil, 1750-1800”, *Hispania*, no. 102, Madrid, 1965, pp. 268-293.

Larruga Boneta, Eugenio, *Memorias políticas y económicas sobre las frutos, comercio, fábricas y minas de España*, tomo XII, Madrid, 1791.

Llombart Rosa, Vincent, “Campomanes, el economista de Carlos III,” *Economía y economistas españoles*, tomo 3. *La Ilustración*, Barcelona, 2000, pp. 201-255.

Martínez Shaw, Carlos, *Historia de España 19. El Siglo de las Luces*, Historia 16 temas de hoy, 1996.

Molas Ribalta, Pere, “Los gremios y la industria en la España Moderna,” VV. AA, (dir, Ribot García, Luis A.) *Industria y Época Moderna*, Madrid, 2000, pp. 47-61

Piper, Renate, *La Real Hacienda bajo Fernando VI y Carlos III(1753-1788)*, Madrid, 1992.

Rodríguez Labandería, José, “La política económica de los Borbones,” *La economía española al final del Antiguo Régimen*, IV. Instituciones, Madrid, 1982, pp. 112-184.

Tedde de Lorca, Pedro, “El sector secundario de la economía a finales del siglo XVIII,” *La economía española al final del Antiguo Régimen*, II, Manufactura, Madrid, 1982, pp. xiii-lx.

—“Política financiera y política comercial en el reinado de Carlos III,” *Carlos III y la Ilustración*, 1989, pp. 138-217.

Tuñón de Lara, Manuel, “Centralismo. Ilustración y Agonía del Antiguo Régimen(1715-1833),” *Historia de España VII*, Madrid, pp. 89-159.

Ulloa, Bernardo de, *Restablecimiento de las fábricas y comercio español*, edición facsímil, Madrid, 1992(primer edición: 1740).

Vallejo García-Hevia, José María, *Campomanes y la acción administrativa de la corona(1762-1802)*, 1998.

Vicens Vives, Jaime, *Historia Económica de España*, Barcelona, 1974.

Word, Bernardo, *Proyecto Económico*, edición facsímil, Madrid, 1982(primer edición: 1779).

Yun Casalilla, Bartolomé, *Sobre la transición al capitalismo en Castilla. Economía y Sociedad en Tierra de Campos(1500-1800)*, Valladolid, 1987.

立石博高, 「カンポマーネスの工業振興論」, 『スペイン史研究』, 第2号, 1984, 1-16頁。

中本香, 「18世紀前半セゴビア市の毛織物工業-1733年の『内部規約』を中心に-」,

EXORIENTE, vol. 2, 1999, 237-263頁。

—「18世紀セゴビア市における毛織物業の発展と限界」, 『スペイン史研究』, 第13号, 1999, 22-35頁。